

産業廃棄物管理型最終処分場に係る

基本協定書

財団法人鹿児島県環境整備公社
鹿児島県会
川永野自治会
木場茶屋自治会
百次大原野自治会
東大谷自治会

産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書

財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「甲」という。）、鹿児島県（以下「乙」という。）並びに川永野自治会、木場茶屋自治会、百次大原野自治会及び東大谷自治会（以下「丙」という。）は、甲が薩摩川内市川永野地区に設置する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の建設及び管理型処分場が廃止されるまでの間の運営（以下「建設及び運営」という。）に関し、薩摩川内市（以下「丁」という。）を立会人として、次のとおり産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の遵守）

第1条 甲、乙及び丙は、信義に従い誠実にこの協定を遵守するものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、管理型処分場の建設及び運営に当たっては、丙の地域住民（以下「地域住民」という。）の安全の確保及び生活環境の保全を最優先とするものとする。

2 甲は、前項の地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、管理型処分場の建設及び運営に当たっては、最新の技術の導入等により将来にわたり地域住民の生命、身体、財産及び生活環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、管理型処分場の建設及び運営について、責任を持って甲に対し指導、助言、その他必要な支援を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

(丙の責務)

第4条 丙は、管理型処分場の建設に同意するとともに、その円滑な運営に協力するものとする。

(環境保全協定)

第5条 甲及び乙は、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、管理型処分場の建設及び運営に関する環境保全協定を別に丁を立会人として、丙と締結し、これを遵守するものとする。

(地域振興策)

第6条 甲及び乙は、丙の要望を踏まえ、生活環境の整備や自治会活動の活性化に対する支援など、地域の振興に貢献するよう努めるものとし、地域振興策に関する確認書を別に丁を立会人として、丙と締結し、地域振興策を実施するものとする。

2 甲及び乙は、埋立終了時までに跡地利用の計画について、丙と協議するものとする。

3 甲及び乙は、施設の運営に当たって、地域住民の雇用に配慮するものとする。

(情報公開)

第7条 甲は、管理型処分場の建設及び運営について、積極的に情報公開を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、丁を立会人として、甲、乙及び丙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年1月17日

甲 財団法人鹿児島県環境整備公社 理事長 山田 裕章

乙 鹿児島県 知事 伊藤 祐一郎

丙 川永野自治会 会長 堀之内 一

木場茶屋自治会 会長 吉竹 千秋

百次大原野自治会 会長 大平 和行

東大谷自治会 会長 和田 岩男

(立会人)

丁 薩摩川内市 市長 岩切 秀雄